

第2次野洲市総合計画後期基本計画が スタートしました！

総合的かつ計画的なまちづくりを行うための市の最上位計画である第2次野洲市総合計画は、将来都市像と基本方針を示す「基本構想」、基本構想を実現するための施策を示す「基本計画」、主要事業の内容や実施時期を示す「実施計画」の3つの要素で構成する形で令和3年に策定し、5年間の前期基本計画に基づき各種施策に取り組んできました。

このたび、前期基本計画の計画期間が終期を迎えるにあたり、総合計画審議会での審議をはじめ、市民意向調査や市民懇談会、パブリックコメント等さまざまな機会でもいただいた多くのご意見を踏まえ、後期基本計画を策定しました。

計画書については市のホームページをご覧ください。

問い合わせ…総合調整課 ☎587-6039、FAX586-2200



市ホームページ

第4期野洲市教育振興基本計画を策定しました

教育振興基本計画は、教育基本法の規定に基づき策定した、本市の教育振興に向けた施策と目標を定めたものです。第4期計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。

基本理念

愛と輝きのある教育のまち・野洲

～一人ひとりが大切にされ、すべての世代が活躍するひとづくり・まちづくり～

基本目標Ⅰ 子どもの「生き抜く力」を育てます。

目標1 豊かな心と健やかな体の育成

- 家庭・学校・地域で連携し、子どもの心身と社会性を育てます。

目標2 確かな学力の育成

- 学校DXや授業改善による学びの質を高め、確かな学力を育てます。

目標3 特色ある学校経営

- 教職員の指導力向上と地域連携で、特色ある学校・園づくりを進めます。

基本目標Ⅱ 子どもの「育ち」を支援します。

目標4 子育て・子育て支援の充実

- 安全な居場所づくりと、学校・家庭・地域の連携で子育て支援を進めます。

目標5 青少年の健全育成

- 地域等と連携し、青少年の相談支援と健全育成を進めます。

目標6 安全・安心な教育環境づくり

- 学校施設の適正管理と、安全・安心な学校環境づくりを進めます。

基本目標Ⅲ だれでもどこでも学びあえるまちをつくります。

目標7 生涯にわたる主体的な学習の支援

- 人権尊重を軸として、生涯学習と読書支援で学びの場を広げます。

目標8 歴史文化資源の継承と活用

- 文化財と地域の歴史を継承・活用し、学びと交流を促進します。

問い合わせ…学務課 ☎587-6014、FAX587-3835



市ホームページ

第5次野洲市人権施策基本計画を策定しました

人権施策審議会での審議をはじめ、市民意識調査や意見募集（パブリックコメント）等、さまざまな機会でもいただいた皆さんからのご意見を踏まえ、本計画が完成しました。

★計画の位置づけ

本計画は、「野洲市まちづくり基本条例」および「野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例」を具現化するものです。また、本市における最上位計画である「第2次野洲市総合計画」をはじめ、滋賀県が策定する「滋賀県人権施策推進計画～すべての人が輝く滋賀をめざして～」や「人権教育推進プラン」の内容を踏まえるとともに、福祉、教育、施設整備等をはじめとした各分野の個別計画との整合を図ります。

★計画期間

本計画の期間は、初年度を令和8年度とし、令和12年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

★基本理念

近年では、インターネット上での人権侵害やSNSによるいじめ、外国籍の人や性的マイノリティなど多様な立場にある人々への偏見や無理解が課題となっています。また、同和問題に関する差別的言動も依然として残っており、真の意味での差別の解消には継続的かつ多面的な取り組みが必要です。このような状況を踏まえ、人権問題の解決は行政だけでなく、市民一人ひとりが担うべき課題であるとの認識のもと、市民と行政が協働し、すべての人が尊厳を持って生きられる社会づくりに向けて、教育・啓発活動を一層推進していくことが重要です。あわせて、虐待や自殺、生活困窮等の不安に寄り添う相談・支援体制のさらなる充実を図り、だれもが人権を尊重され、支え合って暮らす共生社会の実現をめざします。

★施策体系

○人権施策の推進

①人権教育・啓発の推進 ②相談・支援体制の充実 ③協働による人権尊重のまちづくり

○分野別施策の推進

①女性 ②子ども ③高齢者 ④障がいのある人 ⑤同和問題 ⑥外国籍の人 ⑦性の多様性
⑧インターネット上の人権侵害 ⑨その他さまざまな人権問題

※計画書・概要版は右の二次元コードより市ホームページでご覧いただくことができます。



市ホームページ

問い合わせ…人権施策推進課 ☎587-6041、FAX 518-1860

第5次野洲市男女共同参画行動計画 『男女共同参画プランやす』を策定しました

男女共同参画審議会での審議をはじめ、市民意識調査や意見募集（パブリックコメント）等、さまざまな機会でもいただいた皆さんからのご意見を踏まえ、本計画が完成しました。

★計画の位置づけ

○本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」で、「参画条例」の基本理念等をもとに、本市における男女共同参画に関する基本的な考え方や施策の方向性を示すものです。

○本市における最上位計画である「第2次野洲市総合計画」をはじめ、滋賀県が策定する「パートナーしがプラン2030（滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画）」の内容を踏まえるとともに、福祉、教育等、各分野の個別計画との整合を図ります。また、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」を包含しています。

★計画期間

本計画の期間は、初年度を令和8年度とし、令和12年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

★基本理念

男女共同参画社会の実現を目指して
人権の尊重と真の男女平等の達成
新たな価値観・社会システムの創造

本市は憲法第14条の理念の下、「男女共同参画推進条例」「人権尊重のまちづくりに関する条例」「まちづくり基本条例」を制定し、人権尊重と男女共同参画の推進に取り組んできました。

男女共同参画社会の実現に向けては、男女が性別にとらわれず個性と能力を発揮し、家庭・地域・職場等の社会のあらゆる分野で対等に参画できる環境づくりが重要です。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識が依然として残っており、性別による家事・育児等の負担の偏りが課題として示されていることから、人権の尊重を基盤に、真の男女平等を実現し、社会の変化に応じた価値観やシステムの創造を進めていくことが必要となります。

このような状況を踏まえ、本計画では、前回計画の基本理念を継承し、多様な生き方を尊重し合える社会づくりを進めていきます。

★施策体系

基本理念	基本目標	重点課題	施策の方向性
男女共同参画社会の実現を目指して	Ⅰ める 意識 づくり を 進	1 男女共同参画意識の啓発	①男女共同参画推進のための社会づくりの広報・啓発 ②固定的な性別役割分担意識の解消 ③男女共同参画を推進する人材の育成
		2 男女共同参画に関する教育の推進	①男女共同参画の視点に立った学校・園教育の推進 ②多様な選択を可能にするキャリア教育の推進 ③多様な学習機会の充実
	Ⅱ る 環境 【野洲市 女性活躍推進計画】	1 ワーク・ライフ・バランスの推進	①子育て・介護支援の充実 ②仕事と家庭の両立のための支援
		2 多様な選択ができる環境づくり	①女性のキャリア形成支援 ②多様な働く場づくり
		3 意思決定の場への女性の参画拡大	①政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ②農業委員等への啓発推進 ③女性のエンパワーメントの促進
	Ⅲ だ れ も が 安 心 し て 暮 ら せ る ま ち づ く り	1 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重 【野洲市DV防止基本計画】	①かけがえのない命を大切にす意識の浸透 ②相談・支援体制の充実 ③DV等の被害者の安全確保と自立支援
		2 心とからだの健康の保持増進	①生涯を通じた健康支援の充実 ②性の尊重、性知識の普及
		3 男女がともに担う地域づくり	①男女共同参画の視点に立った地域づくり ②防犯・防災・環境、その他さまざまな分野における男女共同参画の視点の強化
		4 困難な状況にある人への支援と多様性の尊重 【野洲市困難な問題を抱える女性への支援基本計画】	①生活困難を抱える家庭への支援 ②ひとり親家庭の自立と生活安定のための支援 ③困難な問題を抱える人への支援 ④多様性の尊重

※計画書・概要版は右の二次元コードより市ホームページでご覧いただくことができます。

問い合わせ…人権施策推進課 ☎587-6041、FAX 518-1860



市ホームページ

心身に障がいのある人のために使用する軽自動車税等の減免申請

一定の障がいのある人が、所有している、または利用できる構造にしている軽自動車等（バイク含む）について、一定の要件のもと、軽自動車税の減免制度があります。なお、減免の対象は普通自動車を含めて障がい者1人につき1台です。

減免を受けられる人の障がいの種類と程度

障がいの種類	障がいの程度	
	身体障がい者等本人が運転	生計を一にする人 常時介護する人 } が運転
視覚障害	1級～4級	
聴覚障害	2級、3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害	3級（喉頭摘出者のみ）	
上肢不自由	1級、2級	
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級、5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級
	移動機能	1級～6級
心臓・じん臓・呼吸器 ぼうこうまたは直腸・小腸	機能障害	1級、3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	
肝臓機能障害	1級～3級	
知的障害	A1・A2	
精神障害	1級	

※障がい重複し、表と異なる上位の等級とされている場合は、市税務納税課へお問い合わせください。

※下肢・体幹不自由の場合は、運転者が本人かその他の人かによって減免を受けられる障がいの範囲が異なります。

※「生計を一にする人」とは、原則として住民票上で同一世帯の人をいいます。

※「常時介護する人」とは、身体障がい者等のみで構成される世帯の人の移動のために日常的に継続して運転する人をいいます。

対象となる軽自動車等の所有者と運転者

手帳の種類	所有者	運転者	要件
身体障害者手帳	18歳以上	本人	—
	18歳未満	本人 または 生計を一にする人 または 常時介護する人	もっぱら障がい者本人の 通学・通院・通所・勤務 に使用していること
療育手帳	本人 または 生計を一にする人		
精神障害者保健福祉手帳			

申請手続き…納税通知書到着後から納付期限の1週間前（今年度は5月25日(月)）までに申請書に必要事項を記入の上、必要書類等を市税務納税課まで持参してください。

※必要書類は、昨年度申請された人には案内を送付しています。それ以外の方は、市ホームページをご覧ください。

※自動車税については申請期日等含め、軽自動車税と申請方法が異なりますので、詳細は滋賀県自動車税事務所にお問い合わせください。

問い合わせ…▽軽自動車税に関すること

市税務納税課 ☎587-6040、FAX587-2439

▽自動車税に関すること

滋賀県自動車税事務所(守山市木浜町2298-2) ☎585-7288

大雨・土砂災害に備えて

5月は水防月間です。夕立、長雨による浸水や、土砂災害から身を守るために、次のことに注意しましょう。

■災害が発生する（発生する恐れがある）前の対応

- 天気予報や気象情報をこまめに確認する。
- 市からの情報（防災アプリ、メール（LINE）配信サービス、無線放送など）に注意する。
- 河川や水路、道路を掘り下げて潜り抜ける区間（アンダーパス）など、危険な場所には近づかない。
- 防災マップで周辺の危険を再確認する。（例：土砂災害警戒区域、お住まいの地域の浸水深など）
- いざという時にすぐに避難できるよう荷物をまとめておく。



■早めの避難判断

避難とは、「危険な場所から移動すること」です。主な避難の方法は2通りあります。状況に応じて最も適切な行動を取りましょう。

垂直避難

自宅の2階や近隣の高い建物など、より高い場所へ移動することです。急な風雨等で野外に出ることが危険な場合には垂直避難が有効です。



水平避難

自宅外の避難所や知人宅など、危険からより離れた場所に移動することです。早めの水平避難が大切ですので、災害発生前に行いましょう。



問い合わせ…自治防災課 ☎587-6043、FAX587-4033

令和8年5月から防災気象情報が新しくなります

国土交通省水管理・国土保全局と気象庁は、令和8年5月29日(金)から新たな防災気象情報の運用を開始します。

この新たな防災気象情報では、河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮の警報などを、避難行動に対応した5段階の警戒レベルと整合させ、災害発生の危険度に応じたレベルの数字を名称に含めて発表します。レベル5に相当する河川氾濫の特別警報や警戒レベル4に相当する危険警報も新たに開始するなど、現行の大雨警報・注意報などが大きく変わります。

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

レベル3警報やレベル4危険警報が発表されたら、自治体からの避難指示等に十分留意いただくとともに、大雨で危険度が高まった地域が地図で表示される「キキクル」や河川の水位情報を参照して、危険な場所にいる人は早めの避難を心がけてください。

気象庁ホームページに設けた特設ページでは、新たな防災気象情報に関する様々な資料を掲載しています。これらの資料を参考に、情報が発表された際にどのような行動をとるか、ご家庭や企業・組織内であらかじめ決めていただくようお願いします。



問い合わせ…自治防災課 ☎587-6043、FAX587-4033

気象庁ホームページ

住まいの地震対策 ～大切な命と財産を守りましょう～

木造住宅の無料耐震診断、木造住宅の耐震補強案作成（耐震改修概算費用作成）

対象…市内に木造住宅を所有している人

対象建築物…次の①～④を全て満たす建築物

- ① 市内にある昭和56年5月31日以前に着工・完成している住宅で、階数が2以下、かつ、延床面積300㎡以下であるもの
- ② 木造軸組工法による建築物で、枠組壁工法または丸太組工法によるものでないもの
- ③ 大臣などの特別な認定を得た工法による建築物でないもの
- ④ 過去に市が実施した耐震診断を受けていないもの

※耐震診断の結果、耐震性が低い(総合評点0.7未満)と判定された場合、木造住宅を総合評点0.7以上に補強することを目的として、補強案およびその概算費用内訳書を無料で作成することができます。

木造住宅の耐震改修事業補助金

市では、地震による被害を軽減するため、耐震性が低い(総合評点0.7未満)と判定された木造住宅の耐震改修工事をされる建物の所有者に費用の一部を補助します。(補助対象経費の80%を補助し、115万円を限度とします。また、条件がありますが一部補助金額の割増もあります。)

対象…市内に木造住宅を所有し、市税の滞納がない人

対象建築物…無料耐震診断(上記記事)と同内容

補助要件…詳細はお問い合わせください。

ブロック塀等撤去事業補助金

市では、地震災害におけるブロック塀等の倒壊による被害を軽減するため、撤去を行う所有者等に費用の一部を補助します。(補助対象経費の1/2を補助し、10万円を限度とします。)

対象…市内にあるブロック塀等の所有者等で市税の滞納がない人

対象物…要綱に定めるブロック塀等に該当し、市内にある住宅、事業所等から野洲市地域防災計画に示す指定避難所等および一時避難場所となりうる都市公園ならびに自治会館へ至る経路として定める道路、または野洲市地域防災計画において緊急輸送道路として定める道路に面しているもの。(避難所や対象となる道路については、窓口で確認しますのでご相談ください。)

補助要件…次の①～④を全て満たすこと

- ① 撤去するブロック塀等の高さ(道路面からの高さ)が、60cm以上であること
- ② 撤去した後のブロック塀の高さが全て60cm未満になること
- ③ 交付決定後の事業着手であること

※事業着手とは、当該工事等に係る契約締結した時点です。契約や工事着手後の申請は受け付けできません。

- ④ 令和9年2月末までに工事が完了すること

【共通】

申請手続き…5月7日(木)～11月27日(金)までに交付申請書を提出してください。

※先着順、予算の範囲内

※申請書は建築住宅課に設置しています。市ホームページからダウンロード可

※各制度の詳細は市ホームページをご覧ください。また、ご不明な点はお問い合わせください。



申請・問い合わせ…建築住宅課 ☎587-6322、FAX 587-6960

空家等解体支援補助金のお知らせ

将来的に周辺に悪影響をおよぼすおそれのある空き家について、所有者による適正管理の促進を図るため、市内における空き家の解体に要する費用の一部を補助します。

対象空き家…次の①～④を全て満たす空き家

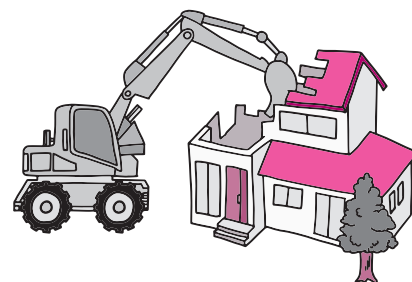
- ①昭和56年5月31日以前に建築された空き家であること
- ②1年以上空き家となっている市内の住宅（長屋、共同住宅を含む）または店舗であること
- ③個人が所有するものであること
- ④所有権以外の権利が設定されていないこと ※当該権利者の同意があれば可

対 象…次の①～③を全て満たす人 ※先着順、予算の範囲内

- ①空き家の所有者または相続人
※共有物があるときは他の共有者全員の委任が必要
- ②市税の滞納がない人
- ③暴力団員または暴力団関係者でない人

対象事業…次の①～⑦を全て満たす事業

- ①空き家を解体し、敷地を更地にする工事であること
- ②建築リサイクル法に基づく工事であること
- ③他の制度に基づく助成等の対象になっていないこと
- ④補助金の交付を決定する前に着手した工事でないこと
- ⑤空家等対策の推進に関する特別措置法による勧告を受けていないこと
- ⑥令和9年2月末日までに完了する工事であること
- ⑦暴力団員等が関与する工事でないこと



補 助 額…補助限度額10万円（解体工事費の1/3、千円未満切り捨て）

申請手続き…9月30日(水)までに交付申請書を提出してください。

※申請書は建築住宅課に設置しています。市ホームページからもダウンロード可

※制度の詳細は市ホームページをご覧ください。また、不明点はお問い合わせください。

申請・問い合わせ…建築住宅課 ☎587-6322、FAX 587-6960

納付期限までに納めましょう

令和8年4月分～令和9年3月分の国民年金保険料は、月額17,920円です。保険料は、現金（納付書）での納付のほか、クレジットカードや、便利でお得な口座振替でも納付することができます。また、ペイジー、インターネットバンキング、スマートフォン決済等の電子納付もご利用いただけます。

日本年金機構では、納付期限までに納めていただいていない人に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内を行っています。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、保険年金課や草津年金事務所へご相談ください。

問い合わせ…市保険年金課 ☎587-6081、FAX 586-2177

草津年金事務所 ☎567-2220



日本年金機構
ホームページ

健診(検診)を受けましょう！ 実施期間 5月1日～令和9年2月28日

18歳～ ①生活習慣病健診／健康推進課に要予約／市内の委託医療機関で受診

対象…令和9年3月31日現在、▽18歳以上39歳以下の人

▽40歳以上の医療保険未加入者

内容…問診、身長・体重・腹囲の測定、血圧測定、血液検査、検尿

※貧血検査、心電図検査、眼底検査は医師が必要と認めた人のみ

受診料…2,500円 ※生活保護世帯・住民税非課税世帯の人は申請により免除

(受診日の2週間前までに健康推進課へ申請、申請者と受診者が異なる場合は要印鑑)



生活習慣病健診の記録票等の
オンライン請求



免除申請のオンライン請求

40歳～ ②国保特定健診／県内の委託医療機関で受診

対象…令和9年3月31日現在、40歳以上74歳以下の人で、健診日に野洲市国民健康保険に加入している人
ただし、今年度中に75歳になる人は、誕生日前日までは受診することができます。

内容…生活習慣病健診と同じ 受診料…無料

※40歳～74歳で社会保険等に加入している人は、それぞれの保険の管理者にお問い合わせください。

※今年度も集団健診を実施します。詳細は、特定健診受診券に同封しているチラシをご覧ください。

75歳～ ③高齢者健診／県内の委託医療機関で受診

対象…健診日に後期高齢者医療保険に加入している人

※病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、健康診査の対象とはなりません。

内容…問診、身長・体重の測定、血圧測定、血液検査、検尿 受診料…無料

※医療機関では、10月からインフルエンザの予防接種が始まるため、混雑が予想されます。各医療機関に事前
にお問い合わせいただいた上で早めの受診をお勧めします。

●肝炎ウイルス検診～B型・C型肝炎の早期発見～／守山・野洲市内の委託医療機関で受診

実施期間…令和9年2月28日まで

対象…満40歳以上で、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない人

※令和8年4月1日現在、40・45・50・55・60歳で過去に市の肝炎ウイルス検診を受けたことがない
人には「無料受診券」を送付(5月予定)します。

内容…問診、血液検査 受診料…B型のみ600円、C型のみ1,000円、B型・C型1,000円

●結核検診／守山・野洲市内の委託医療機関で受診

実施期間…令和9年2月28日まで

対象…本年度中に65歳以上になる人で、本年度中に結核検診、市の肺がん検診を受けていない人(結核検
診と肺がん検診両方を受けることはできません。どちらかを選択してください。)

内容…問診、胸部エックス線検査 受診料…無料

●がん検診／個別検診：委託医療機関で受診

●個別検診(胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診)

実施期間…令和9年3月31日まで(年間を通して、時期を選択して受診できます)

予約が必要な場合もありますので、直接実施医療機関にお問い合わせの上、受診してください。

●集団検診(大腸がん検診)

実施期間…令和9年3月31日まで

健康福祉センターにて、大腸がん検診の容器を配布、回収しています。

詳細は、市ホームページをご覧ください。健康推進課までお問い合わせください。

※集団検診(胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診)の日程は、「広報やす」6月号にて掲載予定です。



実施医療機関など詳細

問い合わせ…▽国保特定健診・高齢者健診に関すること 保険年金課 ☎587-6081、FAX586-2177
▽上記以外の健診(検診)に関すること 健康推進課 ☎588-1788、FAX586-3668

国民健康保険加入・脱退手続きをお忘れなく！

★加入手続き…会社を退職したこと等により他の健康保険の資格がなくなったとき

必要書類…来庁する人の本人確認書類（運転免許証 等）
加入する人全員のマイナンバー（個人番号）がわかるもの
健康保険の資格を喪失したことがわかる証明書（社会保険資格喪失証明書 等）

★脱退手続き…会社に就職したこと等により健康保険に加入したとき

※市ホームページからオンラインでの手続きも可能（窓口来庁不要）

必要書類…来庁する人の本人確認書類（運転免許証 等）
脱退する人全員のマイナンバー（個人番号）がわかるもの
新たに加した資格取得日がわかる書類（資格確認書、資格情報のお知らせ等）
国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ（原本）
国民健康保険の限度額適用認定証 等（お持ちの人）

※別世帯の人が手続きをする場合、委任状が必要です。

※加入していた健康保険に被扶養者がいた場合、被扶養者についても
資格情報が確認できる書類が必要です。

問い合わせ…保険年金課 ☎587-6081、FAX586-2177



▲オンラインでの
脱退手続きはこちら



▲国民健康保険の
届出はこちら

■交通事故などにあつたら…

交通事故や他人の犬にかまれるなど、第三者から傷害を受けた場合で国民健康保険を使用して治療するときは、必ず事前に保険年金課に届け出てください。

本来、医療費は加害者が支払うものです。国民健康保険は、届け出のあつた加入者の医療費（保険者負担分）を一時的に立て替えて医療機関に支払い、後から第三者に請求します。

令和8年度「児童福祉週間」標語

『いこうぜ!みんな キラキラのあしたへ ゴーゴゴー!』

滋賀県では、国が定める「児童福祉週間」（5月5日～11日）にあわせて、毎年5月を「児童福祉月間」としています。

子どもたちは社会の中で守られ、健康に安心して育つ権利を持っており、その権利は「子どもの権利条約」として、国際的に保障されています。

- 【子どもの権利】 ●生きる権利 ●育つ権利
●守られる権利 ●参加する権利

この機会にそれぞれが子どもや家庭、子どもの健やかな成長について考え、地域で支え合える社会をみんなでつくりましょう。

問い合わせ…家庭児童相談室 ☎587-6140、FAX586-2176

児童扶養手当支払いのお知らせ

5月期の支払いは5月11日（月）の予定です。※3月・4月分の手当が対象です。

◎支給額が改定されました

4月分からの手当月額は次のとおりです。

区分	手当月額（令和8年4月から）
全部支給	48,050円（児童2人目以降は11,350円加算）
一部支給	48,040円～11,340円（10円単位）（児童2人目以降は11,340円～5,680円加算）

問い合わせ…子育て家庭支援課 ☎587-6884、FAX586-2176

エンディングノートを配布しています

エンディングノートとは、自分に万が一のことがあった時に備えて介護や医療の希望、葬儀等について書き残しておくだけでなく、これからの人生を自分らしく生きるために記入するものです。今までの人生を振り返り、これからやりたいこと、行きたい場所、会いたい人など自分を見つめなおし、そのために必要なことや大切な人に伝えておきたいこと等について考えるきっかけとなります。また、人の気持ちは変わるため、何度でも書き直すことができます。

地域包括支援センターでは、「わたしのこれからノート」（エンディングノート）を配布しています。今回、令和8年度版「わたしのこれからノート」を作成しました。内容は以前より配布している「わたしのこれからノート」と同じものです。まだ手に取っておられない人は、自分らしく生きるためのツールのひとつとして活用してみませんか。

配布場所…高齢福祉課・地域包括支援センター（健康福祉センター1階）、中主地域包括支援センター（旧シルバーワークプラザ中主）、介護保険課（市役所 西別館1階）、市民協働室（野洲図書館本館1階）、野洲図書館、老人クラブ、各コミュニティセンター

※エンディングノートは法的効力を持つ遺言書の代わりとなるものではありません。

※配布は、無くなり次第終了します。



問い合わせ…高齢福祉課・地域包括支援センター ☎588-2337、FAX 586-3668

排泄介助のお悩みに答えます！ 介護者のための介護講座を開催します

自宅で介護しているとおむつ交換や排泄介助が大変！おむつの種類もたくさんあってどれを選べばよいのかわからない。日常の介助は、お世話をする人にとっては一つひとつが重労働です。おむつ交換のコツや排泄ケアの得する話を聞いてみませんか？おむつフィッターの資格を持ち、介護の現場で活躍されている講師をお招きし、みなさんにお伝えします。是非ご参加ください！

日時…5月19日(火) 午後2時～3時30分
場所…健康福祉センター2階集団指導室
対象…介護をしている家族、介護に関心のある人、先着20人
内容…介護講座／蕨野 愛さん（悠紀の里）



オンライン申請

申し込み・問い合わせ…5月15日(金)午後5時までにオンライン申請、電話、ファクスまたはEメールのいずれかで高齢福祉課 ☎588-2337、FAX586-3668、Eメールkourei@city.yasu.lg.jp

令和9年「野洲市はたちのつどい」開催日程のお知らせ

日 時…令和9年1月10日(日) 午前11時～正午 (受付/午前10時30分～)
場 所…総合体育館(富波甲1339番地)
対 象…平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの
市内在住および以前市内に在住していた人



令和9年「野洲市はたちのつどい」実行委員募集

令和9年「野洲市はたちのつどい」を自主的に企画・運営する実行委員を募集します。

対 象…平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの市内在住者または、はたちのつどい実行委員経験者などで、「はたちのつどい」前日(令和9年1月9日(土)午後1時～2時)と当日(1月10日(日)午前11時～正午)に出席できる人

内 容…「はたちのつどい」の「式典」の司会、「決意の言葉」の発表などの企画・運営
※8月頃から実行委員の都合に合わせて適宜会議を開催します。

●第1回実行委員会

日 時…8月中旬ごろ 場 所…人権センター

問い合わせ…生涯学習課 ☎587-6053、FAX587-3835

コンビニ交付における証明書発行停止のお知らせ!

メンテナンス作業のため、コンビニエンスストア等におけるマイナンバーカードを使用した証明書交付を停止します。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

停止日時	停止する証明書
5月21日(木)、5月22日(金)、5月29日(金)	全ての証明書
5月30日(土)、5月31日(日)	所得証明書 課税・非課税証明書

問い合わせ…市民課 ☎587-6086、FAX586-3677
税務納税課 ☎587-6040、FAX587-2439



市ホームページ

お詫びと訂正

4月号14ページ「令和8年度 高齢者带状疱疹予防接種のご案内」記事、「対象」について記載誤りがありましたのでお詫びし訂正します。

【正】年度内に節目の年齢の人(70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳)

【誤】年度内に節目の年齢の人(70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳、101歳以上)

問い合わせ…健康推進課 ☎588-1788、FAX586-3668

4月号7ページ「4月1日より野洲市では子育て世帯を応援するため、燃えるごみ袋(小)を無料でお渡します!!」記事、「配布対象者」について誤解を招く記載がありましたので、お詫びして再度掲載します。

【配布対象者】令和8年4月1日以降に野洲市に住民票があり、

令和6年4月1日～令和9年3月31日生まれの乳幼児がいる世帯

問い合わせ…子育て家庭支援課 ☎587-6884、FAX586-2176

B&G海洋センター マリンスポーツ体験のお知らせ

カヌー体験教室

「カヌーに乗ったことが無いけどチャレンジしたい!」という子どもたちのために、岸の近くで初めてでも安心して楽しんでもらえる「カヌー体験」を実施します!

日 時…6月13日(土)・20日(土)
午前9時30分～10時30分
場 所…中主B&G海洋センター艇庫
対 象…小学1年生～6年生、各回先着4人
参加費…1,500円(申し込み時に支払い)

【共通】

申し込み…5月10日(日)午前9時から中主B&G海洋センター窓口まで
(電話申し込みは5月12日(火)から受け付けします。一週間以内に窓口にて本申し込み要)

※申し込み時に持ち物等詳細をお知らせします。

申し込み・問い合わせ…中主B&G海洋センター ☎589-5100、FAX 589-5525

ヨット試乗体験会

日頃なじみのないヨット。この機会に気軽に親しんでみませんか?

B&G中主海洋クラブご協力のもと艀装から乗艇まで丁寧にサポートします。

日 時…7月5日(日)・26日(日) 午前10時～11時30分
場 所…中主B&G海洋センター艇庫
対 象…小学3年生～中学3年生、各コース先着4人
参加費…2,000円(当日会場にて支払い)



健康スポーツセンター 「サックス」 イベント情報

問い合わせ
☎ 596-5964
FAX 596-5965



野洲市健康スポーツセンターは、野洲クリーンセンターの焼却で発生する熱エネルギーを温水利用した、環境にやさしい施設です。

■子どもの日施設無料開放～プール浮き輪利用OK～

日 時…5月4日(祝) 午前9時～午後6時
対 象…小中学生
※小学3年生以下は保護者付添必要(保護者1人につき2人まで)
※当日のみ浮き輪の持ち込み可能(100cm以内)

■GWプール浮き輪利用開放

日 時…5月2日(土)～6日(振休)
午前9時～午後6時
※5月5日(火) 休館日は除く
※小学3年生以下は保護者付添必要(保護者1人につき2人まで)
※当日のみ浮き輪の持ち込み可能(100cm以内)

■プールシャトルラン開催

日 時…5月17日(日)
1部 午後2時～2時30分
2部 午後2時30分～3時
参加費…500円(別途入館料必要)
定 員…各部40人を超えた時点で締め切り
※事前予約必要
(詳しくはHPイベント情報にて)

■プールアスレチック開催

日 時…5月31日(日)
1部 午後2時～2時30分
2部 午後2時30分～3時
参加料…500円(別途入館料要)
定 員…各部30人を超えた時点で締め切り
※事前予約必要(詳しくはHPイベント情報にて)



※詳細はホームページまたは施設へお問い合わせください。